

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年6月21日(2007.6.21)

【公開番号】特開2007-115265(P2007-115265A)

【公開日】平成19年5月10日(2007.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2007-017

【出願番号】特願2006-316728(P2006-316728)

【国際特許分類】

**G 0 6 K 19/077 (2006.01)**

**G 0 6 K 19/07 (2006.01)**

【F I】

G 0 6 K 19/00 K

G 0 6 K 19/00 N

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月20日(2007.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

USBインターフェースコネクタ(100)と、  
メモリーカード接点であるアプリケーションインターフェースコネクタ(150)と、  
データ保存のためのメモリアレイ(160)と、  
データをUSB信号とアプリケーションインターフェース信号とに変える2重インターフェースコントローラ(140)と、からなる2重インターフェースデバイスであって、  
前記USBインターフェースコネクタ(100)が、金属端子(101)及びコネクタ部(103)からなり、その厚みが標準のUSBインターフェーススロットソケットの内部空間と同じ高さ(h)であり、  
2重インターフェースデバイスが厚み(h)の平らなカード状の形状であることを特徴とする、2重インターフェースデバイス。

【請求項2】

前記USBインターフェースコネクタ(100)が2つの突起片(102)を有することを特徴とする請求項1に記載の2重インターフェースデバイス。

【請求項3】

USB接触端(504)と、  
メモリーカード接点であるアプリケーションインターフェースコネクタ(505)と、  
データ保存のためのメモリアレイ(507)と、  
データをUSB信号とアプリケーションインターフェース信号とに変える2重インターフェースコントローラ(506)と、からなる2重インターフェースデバイスであって、  
前記USB接触端(504)が、ベース(113)及び突起片(112)と結合しケーシング(114)と一体にされたプリント回路基盤(202)からなり、当該USB接触端(504)の厚みが標準のUSBインターフェーススロットソケットの内部空間と同じ高さ(h)であり、

前記ベース(113)はかみ合い力強化のための外部凹所(112A)を有し、  
2重インターフェースデバイスが厚み(h)の平らなカード状の形状であることを特徴とする、2重インターフェースデバイス。

**【請求項 4】**

読み込み専用スイッチを有することを特徴とする請求項 1、2、又は 3 のいずれか 1 項に記載の 2 重インターフェースデバイス。

**【請求項 5】**

動作状態を示すための信号光源を有することを特徴とする請求項 1、2、又は 3 のいずれか 1 項に記載の 2 重インターフェースデバイス。

**【請求項 6】**

取り外し可能なカバーガードを有することを特徴とする請求項 1、2、又は 3 のいずれか 1 項に記載の 2 重インターフェースデバイス。